AMT/NEWSLETTER

Fintech

2025年3月17日

金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告 について

弁護士 波多野 恵亮 / 弁護士 林 敬祐

Contents

2025年1月22日、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告(以下「本WG報告」という。)が公表された1。本WG報告における主な項目は以下のとおりである。

- I. 送金·決済サービス
 - 1. 資金移動業
 - (1) 破綻時における利用者資金の返還方法の多様化
 - (2) 第一種資金移動業の滞留規制の緩和
 - (3) クロスボーダー収納代行への規制のあり方
 - 2. 前払式支払手段の寄附への利用
- II. 暗号資産·電子決済手段(ステーブルコイン)
 - 1. 暗号資産
 - (1) 暗号資産交換業者等の破綻時等の資産の国外流出防止
 - (2) 暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方
 - 2. 電子決済手段(ステーブルコイン)
 - (1) 特定信託受益権(3号電子決済手段)の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化
 - (2) 特定信託受益権におけるトラベルルールの適用
- Ⅲ. まとめ

2025 年 1 月 22 日、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告(以下「本 WG 報告」 という。)が公表された 1。本 WG 報告は、主に、①送金・決済サービスと②暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)に関する論点について報告・検討しており、その概要は次の図のとおりである。本ニュースレターでは各項目に関する議論の概要を説明する。

^{1 2025}年3月7日に改正法案が公表されている。 https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html

「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告の概要 ①送金・決済サービス

資金移動業

破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

用者に対して保全された資金の還付手続を実施することと 業登録は必ずしも必要ではないが、海外オンラインカジノ されており、利用者への資金の還付手続に最低170日のや海外出資金詐欺等に用いられる事例が存在し、金融 期間を要する。

新たに以下の返還方法の選択肢を設けるべき。

- ① 銀行等による保証の場合、既存の供託を経由する 返還方法に加え、保証機関による直接返還
- ② 信託の場合、既存の供託を経由する返還方法に 加え、信託会社等による直接返還

第一種資金移動業の滞留規制の緩和

高額送金が可能な第一種資金移動業に課せられる極めて 厳格な滞留規制について、利用者の利便性等の観点から 前払式支払手段 (ブリカ) は、一般的な送金手段として

(※) 現行制度上、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間に限って 滞留が認められている。

滞留規制の趣旨を踏まえつつ、利用者利便を向上させ る観点から、以下の見直しを行うべき。

- ① 上記の破綻時における利用者資金の新たな返還 方法を採用する場合、利用者資金の最長2か月 の滞留を認める。
- ② 送金日のみならず、送金期限の指定も認める。

クロスボーダー収納代行への規制のあり方

資金移動業者の破綻時には、供託手続を通じて国が各利 クロスボーダー収納代行について、現行制度上、資金移動 安定理事会(FSB)の勧告も踏まえた利用者保護やマ **ネロン等のリスク**への対応が必要。

> 商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロス ボーダー収納代行については、基本的には、資金移動 業の規制を適用すべき。

(※) クロスボーダー収納代行とは、国内と国外との資金移動であって、収納代行の形式で行われるもの。

前払式支払手段(プリカ)の寄附への利用

認められていないことから、寄附に利用することができない。

マネロンや詐欺等のリスクにも留意し、国・地方公共団体 や認可法人等の寄附金受領者を対象に1回当たり 1~2万円を上限にプリカによる寄附を認めるべき。

「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告の概要 ②暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)

暗号資産

暗号資産交換業者等の破綻時等の 資産の国外流出防止

暗号資産交換業者等が破綻等した場合、暗号資産交 特定信託受益権の発行見合い金について、全額銀行等 換業者等に対する資産の国内保有命令を発出できない。への要求払預貯金で管理することが求められている。

(※) 暗号資産デリバティブも取り扱う暗号資産交換業者は、金融商品取引業者 (金商法) の登録を受けているため、同法により国内保有命令の発出が可能。

国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資 産交換業者等に対して資産の国内保有命令を発出 **することができるよう**にすべき。

暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方

暗号資産交換業者等と利用者をつなぎ、暗号資産等の 売買・交換の媒介のみを行う場合であっても、暗号資産 交換業者等の登録が必要。

暗号資産等の売買等の媒介のみを業として行う新た な仲介業を創設し、必要限度での規制を適用すべき。

電子決済手段(ステーブルコイン)

特定信託受益権(3号電子決済手段)の 発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

(※) 電子決済手段は、法定通貨と連動する価値を有し額面で償還を約するもの等。

満期・残存期間3か月以内の日本国債(米ドル建て の場合は米国債)と一定の定期預金による運用を認め るべき (ただし、その組入比率は、50%を上限とする)。

特定信託受益権におけるトラベルルールの適用

特定信託受益権について、受益権原簿がない場合は、 信託会社等が保有者の情報を把握することができない。

受益権原簿がない特定信託受益権について、トラベル ルールの適用等を通じて電子決済手段等取引業者等 に送付人及び受取人の情報を把握させ、適切に監督 すべき。

(※)トラベルルールとは、電子決済手段等取引業者に対して、電子決済手段の移転 時に送付人及び受取人の情報の把握を求めるもの。

出典:「金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書 概要」(金融庁、2025年1月22日)2

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/2.pdf

I. 送金·決済サービス

1. 資金移動業

(1) 破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

ア 現状及び課題

資金移動業者は利用者から送金のための資金を受け入れることから、利用者は資金移動業者に対して破綻等に関する信用リスクを負担する。資金移動業者は、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)上、資金移動業を適正かつ確実に遂行するための財産的基礎を有することは求められるが(資金決済法 40 条 1 項 3 号)、最低資本金に関する要件はない。その代わり、利用者が負担する信用リスクの発現に備えた対策として、未達債務の額等の要履行保証額以上の額を、履行保証金として供託することが求められる(資金決済法 43 条 1 項)。資金移動業者の資産保全の方法は①供託によることが原則であるが、②銀行等による保証(履行保証金保全契約、資金決済法 44 条)、③信託会社等への信託(履行保証金信託契約、資金決済法 45 条)も許容される。ただし、②及び③の方法においても、当局による供託命令により、資金移動業者の破綻時等においては銀行等又は信託会社等から支払われる履行保証金は供託されるため、供託に係る手続に服することとなる。そして、いずれの方法においても、供託所を通じた利用者への還付手続には最低 170 日を要するとされる。

イ 見直しの内容

この点について、本WG報告は、資金返還の確実性・安全性は担保しつつ、迅速な資金返還を実現する選択肢を設ける観点から、資金移動業者の破綻時に供託を経由することなく、利用者に対して資金を直接返還することを可能とする方法が必要とする。そして、従来の方法を選択するか新しい方法を選択するかは事業者の選択としつつ、次の2つの方法の導入を提案する。

① 保証機関により直接返還する方法

保証機関による直接返還については、(1)債務引受型と(2)個別保証型の 2 つの方法が考えられ、(1)債務引受型については、事前に資金移動業者と保証機関との間で債務引受契約を締結した上で、資金移動業者の破綻時において、保証機関が資金移動業者の利用者に対する債務を引き受け、これを利用者に対して直接弁済する方法である。(2)個別保証型については、事前に資金移動業者の利用者と保証機関との間で保証契約を締結した上で、資金移動業者の破綻時において、保証機関が利用者に対して直接保証債務を弁済する方式とする。(1)については債務引受の効力が生じるには利用者の承諾が必要となり、(2)については、保証機関と各利用者との間で個別に保証契約を締結する必要があるが、いずれも資金移動業者を通じて行うことが合理的とされる。



出典:第2回金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ「事務局説明資料」資料1(金融庁、2024

年 10 月 17 日) 314 頁より抜粋

② 信託の受託者により直接返還する方法

事前に資金移動業者が受託者との間で利用者を受益者とする信託契約を締結した上で、資金移動業者の破綻時において、受託者が信託財産を原資として受益者代理人に弁済し、これを受けた受益者代理人が利用者に対して直接弁済する方法である 4。

以上の方式については、利用者の利益が損なわれないよう、保証機関による直接返還については、保証機関が破綻することがないよう、健全性に係る基準を満たす銀行等を保証機関とすること、信託の受託者による直接返還については、信託財産の適切な管理のため受託者を信託会社等とし、受益者代理人を弁護士や公認会計士等にすることが考えられるとする。また、新たな返還方法の選択肢を導入した資金移動業者に対しても、利用者保護のために必要な場合には内閣総理大臣が供託命令を発出できるようにすることが考えられるとする。

(2) 第一種資金移動業の滞留規制の緩和

ア 現状及び課題

第一種資金移動業者は、1 件あたり 100 万円を超える高額の為替取引を行うことができるが、その履行が確保されない場合に、送金資金の受取人が資金繰りに窮するなどの社会的・経済的な影響が大きい。このため、現行ルールでは、いわゆる厳格な滞留規制として、①未達債務の発生時点から、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間内に確実に為替取引を完了することが求められ、②具体的な為替取引の指図を伴わない資金を受け入れてはならないこととされる。①については、各資金移動業者の体制に拠るが、通常は数日から一週間程度と考えられている。②については、(a)移動する資金の額、(b)資金を移動する日及び(c)資金の移動先を明らかにした具体的な為替取引の指図が求められ(資金決済法 51 条の 2 第 1 項、資金移動業者に関する内閣府令(以下「内閣府令」という。)32 条の 2 第 1 項、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)14. 資金移動業者関係」皿-1-1-1(1)①)、一部でも明確になっていない場合には、具体的な為替取引の指図とは認められない。

また、③第一種・第二種資金移動業を併営する場合に利用者から受け入れた金銭について規制の潜脱防止の観点から、第二種資金移動業に関して受け入れた資金をそのまま第一種資金移動業に用いることは禁止されている。そのため、第二種資金移動業の資金を第一種資金移動業に用いるためには、第二種資金移動業のアカウントから一度利用者の銀行口座等に払い戻した後に、再び第一種資金移動業の資金として資金移動業者に支払うなどの対応が求められる。

イ 見直しの内容

本 WG 報告は、以下の3つの見直しを提案する。

³ https://www.fsa.go.jp/singi/kessaiseido_wg/siryou/20241017/1.pdf

⁴ この方法は金融商品取引法における顧客区分管理信託に着想を得たものと考えられる(本WG 報告 2 頁参照)。また、実務上の観点として、信託受益権は金融商品取引法上の有価証券(金融商品取引法 2 条 2 項 1 号)に該当するが、信託財産の運用として過半数を有価証券に投資する場合に同法上の開示規制がかかるおそれがあることから(金融商品取引法施行令 2 条の 10 第 1 号柱書参照)、法改正が実現したのち、施行に際しての下位法令の整備に際しては、開示規制に関する適用除外規定の追加についても併せて検討が求められることになると考えられる(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 1 条の 4 第 4 号参照)。

① 一定程度の滞留期間の延長の容認

利用者利便の向上、銀行等に対する規制との衡平、翌月末払いという商慣習があることを踏まえて、事業者ごとのビジネスモデルに照らし、最長 2 か月の滞留を認めることを提案する。ただし、利用者資金の受入れから供託等により保全されるまでの間、2 営業日のタイムラグが許容されていることから、資金移動業者の破綻時等のリスクについてあらかじめ利用者に説明することが求められる。加えて、資金移動業者の破綻時等の利用者への影響を極小化するため、資金移動業者に以下のア及びイの体制を求めることを提案する。

ア 早期に利用者資金を返還する体制

上記(1)で述べた、保証機関又は信託受託者による直接返還の方法が採用されて早期の利用者資金 の返還が可能となっていることを前提とする。また、利用者の債権者情報の管理と、利用者の連絡先や 口座情報の把握等を行う。

イ 高い確実性をもって利用者資金を返還する体制

たとえば、当局等に報告を行った上で、以下のいずれかの措置を講ずる。

- ・(信託の場合)タイムラグを2日から1日以下にする。
- ・利用者から受け入れることが想定される資金以上の額をあらかじめ保証や信託により保全させる。
- ・受け入れた資金について、その時点での保全額を超える場合、資産保全されるまでの間、その超える部分について、預貯金等により分別管理する。

② 受任可能な送金依頼の具体性の程度の緩和

本WG報告では、「資金を移動する日」が依頼時点で具体的に指定できない場合には、代わりに「資金を移動する期限」の指定を認めることが考えられるとする。なお、送金額や送金先については、従前どおり具体的な指図が求められる。

③ 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者による資金の振替の許容

本 WG 報告では、第二種資金移動業者に係るものとして受け入れた資金については、第一種資金移動業への振替を認めることを提案する。ただし、潜脱防止の観点から当初から第一種資金移動業に係る為替取引に用いる予定の資金を第二種資金移動業で受け入れてプールしておくといった制度設計は許容されず、第二種資金移動業に係る為替取引に用いる予定であった資金について、その後に 100 万円超の送金のニーズが生じたような場合にだけ振替が認められることとされた。

(3) クロスボーダー収納代行への規制のあり方

ア 現状及び課題

近年、国内と国外との間での資金移動であって、収納代行の形式で行われるもの(以下「クロスボーダー収納代行」という。)が、海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等の事案で用いられる事例が存在し、規制の必要性が認められる。また、金融安定理事会(FSB)は、2024年12月に「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告:最終報告書」を公表し、詐欺や個人データの保護を含めた消費者保護上のリスク、サイバーの脅威等のオペレーションリスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク、送金遅延等のリスクを挙げた上で、各法域に対し、こうしたリスクに対して比例的な規制・監督を求めている。

他方で、EC サイトのビジネスなどにおいてクロスボーダー収納代行が用いられているスキームは多く、これらの業者が一律に規制対象とされた場合の影響が大きいことから、今回のワーキング・グルー

プの参加者の中には、明確に規制の導入に反対する意見を述べた者もあった。

イ 見直しの内容

本 WG 報告は、クロスボーダー収納代行に関し、違法行為につながる取引がなされるおそれ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のおそれ、国内の支払人・受取人が保護されないおそれがあることから一定の規制が求められる一方、リスクに比例的な規制とし、過剰な規制とならないように留意することが求められるとする。具体的には、以下の類型のクロスボーダー収納代行について整理を行っている。

① 金銭債権の発生原因の成立に関与する者が行うクロスボーダー収納代行

金銭債権の発生原因の成立に関与するプラットフォーマーや委託販売者等が行う収納代行に関しては、物品の提供等と資金の移動が一体的に行われることが一般的であることから、行為者によって取引内容の真正等を確認することが可能であり、マネー・ローンダリングや詐欺等の不正利用の防止が図られており、また、そうした仲介者の存在が受取人の資金回収の確実性を高めているとの指摘がある。そのためこのようなサービスについては、国内においてこれまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえて、金銭債権の債権者から収納代行の行為者に対して代理受領権が適切に付与されていること、事業者においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」という。)が適切になされていることを前提に、直ちに規制の対象とせず、引き続き検討課題とする。

② エスクローサービス

エスクローサービスは、プラットフォーマーが提供するオンライン・マーケットプレイスでの取引や、海外代金引換等、様々な場面で提供されている。現時点において、エスクローサービスに対して為替取引に関する規制を適用する必要性については共通した認識を得られておらず、国内において社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえれば、代理受領権が適切に付与されていることを前提に、**直ちに規制の対象とせず**、引き続き検討課題とする。

- ③ 金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行 金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行については、基本的には、 為替取引に関する規制を適用すべきとする。ただし、
 - ・資本関係がある場合等、受取人との経済的一体性が認められる者が行うクロスボーダー収納代行等は、オペレーションリスクや AML/CFT 上のリスク等が必ずしも高くないこと、
 - ・他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されているもの(クレジットカードのイシュア・アクワイアラ間の清算業務等)については、他法令で一定のリスク軽減措置が図られていると考えられること、

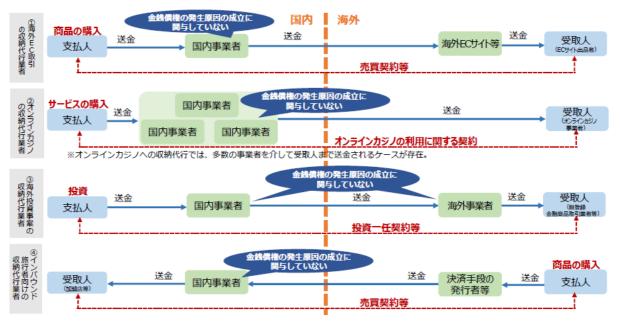
を踏まえ、直ちに為替取引に関する規制を適用する必要性は高くないとする。

以上を踏まえると、現時点で為替取引に関する規制が適用されるべきクロスボーダー収納代行の類型としては、以下のものが挙げられている。

- ・海外オンラインカジノの賭金の収納代行
- ・海外投資事案の収納代行
- ・海外 EC 取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行
- ・インバウンド旅行者の国内での決済のための収納代行

もっとも、具体的にいかなる範囲のクロスボーダー収納代行が規制の対象となるかは、WG 報告からも明らかでない部分がある。たとえば、ワーキング・グループ委員からは事務局(金融庁)に対し、海外のQR 決済サービスを日本の加盟店で使用することを可能にするサービスを提供する者(加盟店開拓会社)が、その精算の過程で取り扱う収納代行業務のうち、一部(クレカ決済に係る部分)は割賦販売法上の「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」として行われることを理由に、当該収納代行業務全体が規制の対象外となるかについての質問があったが、事務局(金融庁)からは明確な回答はなかった。

このため、改正法案及びその後の下位法令の案の内容を注視することが必要となる。



出典:第6回金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ「事務局説明資料」資料 1(金融庁、2024 年 12月9日) 513 頁より抜粋

2. 前払式支払手段の寄附への利用

前払式支払手段の要件として、①対価を得て発行したものであること、②価値が保存されていること、 ③権利行使性があることが求められる(資金決済法 3 条 1 項)。寄附は法律上は贈与と解され、商品や サービスに対する対価として前払式支払手段を支払うものではないことから、③権利行使性の要件を 充足せず、前払式支払手段による寄附は認められるかが長年問題となってきた。

従前、国税、地方税、ふるさと納税の支払いを前払式支払手段で行うことは可能と解されていたが (金融庁「広く共有することが有効な相談事例(資金決済に関する法律関係)」3 番)、これらに対する支 払いについても権利行使性が認められるかは明確ではない ⁶。本 WG 報告は、前払式支払手段の寄附 時の利用は、現金以外での寄附ニーズに応えるものであること、わが国における寄附文化の醸成に寄 与し、公益増進の観点から政策的意義が認められるとする。他方、為替取引に関する規制の潜脱の防止 やマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクにも留意する必要があるとして、寄附受領者やその金額に 一定の制限を課した上で認めることが望ましいとする。具体的には、寄附受領者は国・地方公共団体や 認可法人等に限定し、その金額は1回あたり1~2万円程度とすることを提案している。

⁵ https://www.fsa.go.jp/singi/kessaiseido_wg/siryou/20241209/1.pdf

⁶ 国や地方公共団体の提供する公共サービスに対する対価の支払いという説明がなされることがある。

Ⅱ. 暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)

1. 暗号資産

(1) 暗号資産交換業者等の破綻時等の資産の国外流出防止

2022 年 11 月、FTX Japan 株式会社(暗号資産交換業者及び第一種金融商品取引業者)の親会社である海外法人 FTX Trading Limited が破綻した際、関東財務局は、金融商品取引法上の規定に基づき、FTX Japan 株式会社に対して資産の国内保有命令を発出し、同社の資産の国外流出を防止することができた。この点について、現行法制上、暗号資産そのもの(いわゆる現物)を取り扱う事業者は資金決済法上の暗号資産交換業者として、暗号資産デリバティブを取り扱う事業者は金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として、それぞれ規制されることとなるが、資金決済法においては、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令は措置されていない。暗号資産交換業者の多くは暗号資産の現物取引のみを行っており、こうした事業者の資産が国外に流出するおそれがある場合に、資産の国内保有命令を発出することができないという懸念があった。この点は、電子決済手段等取引業者についても同様である。

このような懸念から、本 WG 報告は、暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者(以下「暗号資産交換業者等」という。)の破綻時等において、金融商品取引業者に対する資産の国内保有命令の規定を参考に、資金決済法においても国外流出することを防止するための規定を導入することを提案する。

(2) 暗号資産等に係る事実実態を踏まえた規制のあり方

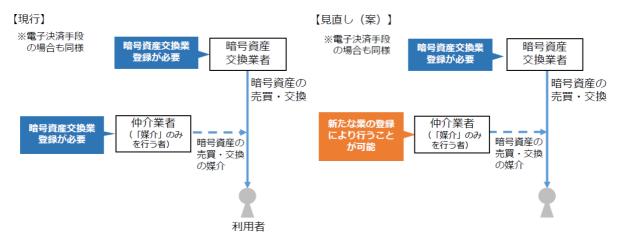
ア 現状及び課題

幅広い顧客基盤を持つゲーム会社や通信会社等の事業者が、自ら提供するサービスにおいて、暗号 資産交換業者・電子決済手段等取引業者とユーザーの間での暗号資産又は電子決済手段(以下「暗号資 産等」という。)の取引の仲介を行う場合、その態様によっては、資金決済法上の「媒介」(2条10項2号・ 同条15項2号)に該当し、自らは取引の主体とならない場合であっても、現行規制上は、暗号資産交換 業者又は電子決済手段等取引業者としてのライセンスを別途取得することが必要となる。

しかし、暗号資産交換業者等に対しては、資金決済法において、利用者の財産について分別管理義務が求められることに加え、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)において、取引時確認や疑わしい取引の届出等の AML/CFT の履行義務が課されている。事業者の行為が、資金決済法上の暗号資産等に関する「媒介」にとどまる場合、当該事業者は暗号資産等の売買等の当事者となるものではなく、利用者の財産(金銭や暗号資産等)の預託も受けない。それにもかかわらず、利用者財産の保全等に関する規制や AML/CFT の履行義務が課せられるのは、事業者にとって過度な負担となる側面がある。

イ 見直しの内容

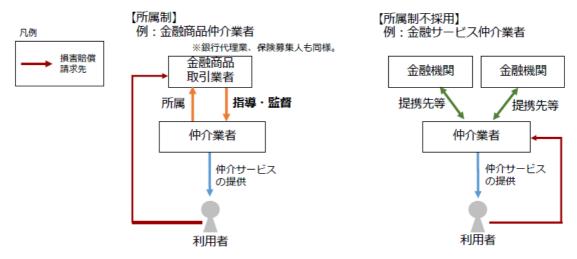
事業者の統制に応じた規制を柔軟かつ過不足なく整備する観点からイノベーションの促進と利用者 保護を両立するため、本 WG 報告は新たな仲介業を創設することを提案する。具体的な制度の枠組み は以下の①から③のとおりである。



出典:第5回 金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ「事務局説明資料」資料 1(金融庁、2024年 11月 21日) 78 頁より抜粋

① 所属制

既存の金融分野における仲介業種の大半は、特定の金融機関の委託を受けてその金融機関のために仲介を行う、いわゆる所属制を採用している。多種多様な商品を取り扱う金融サービス仲介業については所属制を採用していないが、新たな仲介業にはこのような事情はなく、特定の暗号資産交換業者等のために仲介を行う所属制を採用するのが適当とされた。



出典:同上 10 頁より抜粋

② 財産的基礎(参入規制)

仲介業については、利用者財産の預託を受けないため、利用者財産の管理等の不備によって利用者 に損害を与え、賠償責任を負うリスクは限定されていることに加え、①の所属制の下では、所属先の暗 号資産交換業者等が基本的に利用者に対して賠償責任を負う。したがって、新たな仲介業に財産的基 礎に係る参入規制を課す必要はないとされた。

3 AML/CFT

新たな仲介業者が暗号資産等の売買等の媒介を行う場合、暗号資産交換業者等が当該売買等に伴

⁷ https://www.fsa.go.jp/singi/kessaiseido_wg/siryou/20241121/1.pdf

う AML/CFT の義務を履行しているため、仲介業者に二重に犯収法に基づく AML/CFT の履行義務を課す必要はないとされた。

2. 電子決済手段(ステーブルコイン)

(1) 特定信託受益権(3号電子決済手段)の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

ア 現状及び課題

現行法制においては、発行見合い金の全額を要求払預金により管理することを前提として信託会社 又は信託業務を営むことができる銀行等の預金取扱金融機関(以下総称して「信託会社等」という。)が 特定信託受益権を発行することが認められる(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 3 条)。他方、 日本が電子決済手段に関する規制を導入した後、米国や EU 等の他の主要法域ではステーブルコインの 裏付け資産として国債を含む預金以外での運用を認める規制の導入等が行われている。

イ 見直しの内容

国際的な動向を踏まえ、特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法を要求払預貯金以外を含むように柔軟化することが考えられる一方で、電子決済手段の価格安定性・償還確実性を担保する観点から、要求払預貯金以外の管理・運用方法としては、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスクの低い資産の保有に限ることとし、さらに、こうした資産の組入比率には一定の上限を設けることが考えられるとする。また、為替リスクを回避するためには、電子決済手段と運用対象資産が同じ通貨建てである場合に限るとする。具体的な制度の枠組みについては、以下①~④のとおりである。

① 運用対象資産

本 WG 報告は、信用リスクがなく、価格変動リスク及び流動性リスクも総じて限定的と考えられる国債による運用等を提案している。また、定期預金についても、健全性に係る基準を満たす銀行等を預け入れ先とし、かつ、満期前の中途解約が常時認められるものに限定すれば、現行の要求払預貯金による管理方法と同程度に安全という評価が可能とする。

② 満期及び残存期間

国債は、その満期及び残存期間に応じて価格変動リスク・流動性リスクが異なる。為替リスクを生じさせないために特定信託受益権と同じ通貨建てのものに限定することを前提に、円建ての特定信託受益権については、価格変動リスク・流動性リスクが低いことを考慮して、最短期間の満期 3 か月の短期日本国債及び満期 3 か月を超える日本国債であっても取得時点の残存期間が 3 か月以内のものを運用対象として認めることが提案されている

また、外貨建ての特定信託受益権については、当面は米国債に限って認めることが考えられるとされた。この場合の満期及び残存期間については、米国ニューヨーク州の規制も参考に、日本国債と同様に満期及び残存期間が3か月以内の米国債とすることが提案されている。

③ 信託財産減少リスクへの対応

以上に加え、市況により国債価格が下落し、信託財産が減少した場合には、減少分に相当する追加信 託財産の拠出義務を信託委託者に課すことが考えられるとする。定期預金については、解約手数料を 考慮しても元本割れが生じない商品等、信託財産の減少が生じない場合に限定して認めるとする。

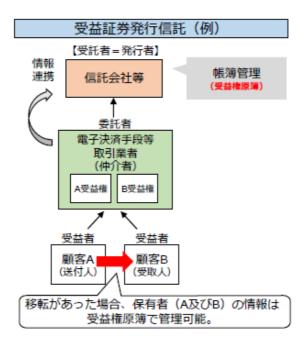
④ 国債及び定期預金の組入比率の上限

組入比率の上限については、投資信託及び投資法人に関する法律の規制や EU における MiCA(The Markets in Crypto Assets Regulation)のステーブルコイン規制を考慮して、上限 50%とすることが提案されている。

(2) 特定信託受益権におけるトラベルルールの適用

電子決済手段等取引業者が、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者に対し、当該依頼を行った顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項等について通知する必要がある(犯収法10条の3第1項。いわゆるトラベルルール)。もっとも、トラベルルールの適用のある電子決済手段からは特定信託受益権が除かれており、条文上は特定信託受益権にはトラベルルールの適用がない(犯収法10条の2第1項柱書参照)。これは、2022年の犯収法改正当時、後掲図のとおり、特定信託受益権は、既存の受益証券発行信託に係る信託受益権の仕組みを利用し、受益権原簿の書換えが行われるかたちでのみ発行されると想定され、受益権原簿の記録により受益者(保有者)の氏名、住所等を把握できるため、特定信託受益権にトラベルルールを適用することは不要とされていたことに起因する。もっとも、改正法施行後、受益証券発行信託でないスキームによる特定信託受益権の発行を目指すプロジェクトが現れることとなったため、1号電子決済手段等と同様にマネロンリスク等の観点から、特定信託受益権にもトラベルルールを適用する必要性が生じている。

そのため、受益証券発行信託によらない特定信託受益権を移転する際には、トラベルルールの適用等を通じて電子決済手段等取引業者等に送付人及び受取人の情報を把握させることとし、当局が適切に監督を行っていくべきとされている。



出典:同上23頁より抜粋

III. まとめ

本 WG 報告は、フィンテック分野に関し、送金・決済に関する分野と暗号資産に関する分野にわたり幅広く提案を行う内容となった。実務上はいずれも、重要な意義があるため、改正法案及びその後の下位法令の案の内容を注視したい。

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。 弁護士 <u>波多野 恵亮</u> (<u>keisuke.hatano@amt-law.com</u>) 弁護士 林 敬 祐 (<u>keisuke.hayashi@amt-law.com</u>)
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。